

深谷市公共施設予約システム整備業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要領

令和7年4月

深谷市 公共施設改革推進室

1 趣旨

深谷市の公共施設予約システムについて、利用者の利便性向上及び業務効率化のため、公募型プロポーザル方式によりシステム整備にかかる提案を求めるものである。

2 概要

(1) 件名

深谷市公共施設予約システム整備業務委託

(2) 内容

深谷市公共施設予約システム整備業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に定めるもののほか、別紙「深谷市公共施設予約システム要求仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

また、本業務委託は、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 T Y P E 1）」の活用を想定しているため、国が示す「デジタル地方創生モデル仕様書公共施設予約システム」に定める要件を満たすものとする。

なお、本業務委託は、令和 7 年度中のシステム整備、運用及びサービスの提供を前提とし、運用開始後は、運用保守契約を別途締結するものとする。

(3) 期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

なお、システム整備（運用テスト含む）は令和 8 年 1 月 3 1 日までとし、令和 8 年 2 月中の運用開始を原則とする。

(4) 契約要件

契約方法はファイナンシャルリース契約（以下「リース契約」という。）とする。なお、リース契約については、別途リース業者と契約することとし、契約期間は、令和 8 年 2 月から令和 1 3 年 1 月までの 5 年間とする。

ただし、令和 7 年深谷市議会第 2 回定例会において、深谷市公共施設予約システム整備業務委託に関する補正予算が議決された場合は、上記リース契約は締結せずに、整備に要する費用を一括で支払う契約とする。

(5) 提案額

前号「（４）契約要件」のとおり、リース契約又は一括で支払う契約のいずれかを想定しているが、本プロポーザルで定める提案額の上限は、一括で支払

う契約を想定し、様式7により提案価格を提出すること。ただし、既出のとおり一括で支払う契約の場合、深谷市議会において補正予算の議決を伴うことから、現予算額の範囲内で上限を定める。

深谷市議会で議決された場合、参考の「総事業費上限」の範囲内で契約する方向で進めたいため、本プロポーザルの審査の参考として、総事業費を様式7に併せて記載すること

- ・提案額上限 7,500,000円（消費税及び地方消費税含む）
- （参考）総事業費上限 24,120,000円（消費税及び地方消費税含む）

【留意事項】

- ①「提案額上限」に含まれる経費は次のとおりである。
 - ・システム整備に係る総額（備品類を含む）の60分の2に相当する額
 - ・システム運営に係る費用の2か月分に相当する額
 - ・既存システムからのデータ移行費
- ②（参考）「総事業費上限」に含まれる経費は次のとおりである。
 - ・システム整備に係る総額（備品類を含む）
 - ・システム運営に係る費用の2か月分に相当する額
 - ・既存システムからのデータ移行費
- ③令和8年4月以降の運営保守費は様式7に総額及び月額を記載すること。

3 参加資格

- (1) 深谷市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者、又は現に登載されていないが本プロポーザル申込までに埼玉県の物品等競争入札参加資格審査の申請受付が完了している者。
- (2) 現に深谷市物品等競争入札参加資格者名簿に登載されていない者が参加をする場合は、次に示す確認書類を提出するものとする。
 - ア 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
 - イ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ウ 市税に滞納がないことの証明書
 - エ 財務諸表

オ 登録印証明書

カ 物品等競争入札参加資格審査の申請受付がされたことがわかる書面

※ア、イ、ウ、オについては申込日前3か月以内に発行されたものであること

※エについては最新のものであること

(3) 次の各号に該当する者は、参加できないものとする。

ア 深谷市の入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けている期間中の者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者。

エ 深谷市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員に該当すると認められる者。

オ その他、深谷市が契約の相手方として不適当と判断した者。

4 スケジュール

(1) 本プロポーザルの実施スケジュール

実施期間	実施内容
令和7年4月25日（金）	募集公告
令和7年5月9日（金）正午まで	質問受付期限
令和7年5月12日（月）	質問回答
令和7年5月16日（金）17時まで	参加申込期限
令和7年5月30日（金）正午まで	システム提案書等提出期限
令和7年6月上旬	書類審査
令和7年6月12日（木）※時間未定 または 令和7年6月19日（木）※時間未定	プレゼンテーション審査
令和7年6月下旬	結果通知
令和7年6月下旬	契約交渉・契約締結

5 審査方針

(1) 審査方式

書類審査及びプレゼンテーション審査により行う。

(2) 審査体制

審査は、深谷市公共施設予約システム整備業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

(3) 審査

システム提案書等の内容について、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施したうえで、審査委員会が別途定める審査基準により、契約候補者順位を決定する。ただし、応募者が5者を超える場合は、審査委員会による書類審査により決定した上位5者のみプレゼンテーション審査を行う。

また、審査の結果、全ての提案内容が要求水準に満たない場合は、契約候補者の特定は行わない。

6 参加申込

(1) 提出書類

以下の書類を各1部提出すること。なお、プロポーザル参加届提出後に、やむを得ず辞退をする場合はアのみ提出すること。

提出書類		様式等
ア	プロポーザル参加・辞退届	様式1
イ	誓約書	様式2
ウ	会社概要	様式3
エ	提案製品概要	任意様式

(2) 提出期限

令和7年5月16日（金）17時まで

※持参する場合は、土日祝日を除く8時30分から17時までの間

(3) 提出方法

電子メール、持参又は郵送【提出期限内必着】

なお、システム提案書等と同時提出の場合は持参又は郵送とする。

(4) 提出先

〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11番1号

深谷市企画財政部公共施設改革推進室

メールアドレス:s-kaikaku@city.fukaya.saitama.jp

電話：048-568-5009（直通）

7 システム提案書等の提出

以下の書類を提出すること。なお、市が必要と認める場合は、追加の資料を求めることがある。

(1) 提出書類

提出書類		様式等
①	システム提案書等一覧(目次)	任意様式で作成し、提出日を記載すること
②	会社概要	様式3
③	業務実績表 ※施設予約システム導入等実績	様式4
④	システム提案書 i 予約システムの概要及び導入方針 ii システムの基本性能（利用者、管理者） iii システムの拡張性 iv 情報セキュリティ及び緊急時対応 v キャッシュレス決済機能（事務フロー含む） vi スマートロック機能（事務フロー含む） vii マイナンバーカード連携機能	任意様式 ※ i～viiの項目を必ず記載し、各項目を表題にして作成すること
⑤	システム要件等一覧	対応の可否等を記載 (A3ヨコで印刷)
⑥	独自提案事項	任意様式
⑦	運用保守、操作研修計画	任意様式
⑧	業務実施体制（導入及び運用サポート）	任意様式
⑨	配置技術者等経歴書	様式5
⑩	業務工程表	様式6 (A3ヨコで印刷)
⑪	提案価格書	様式7

(2) 提出方法

次に示す紙媒体及び電子媒体の両方を提出すること。

ア 紙媒体（１０部）

以下のとおりに作成し持参または郵送すること。【提出期間内必着】

- ・①～⑪の順で作成し、ページ右下に通しのページ番号を振ること。
- ・A４二穴綴じフラットファイルに綴じること。
- ・A３ヨコの指定があるものは、片袖折りし左短辺を綴じること。
- ・提出書類の項目ごとにインデックスを付すこと。

イ 電子媒体（１部）

電子メールまたはファイル便で送付するか、ＣＤ－Ｒ等の記録媒体により提出すること。なお、PDF形式またはMicrosoft Office 2016（Word、Excel、PowerPoint）以降のOpenXML形式とすること。

(3) 提出期限

令和７年５月３０日（金）正午まで

※持参する場合は、土日祝日を除く８時３０分から１７時までの間

(4) 提出先

〒３６６－８５０１ 埼玉県深谷市仲町１１番１号

深谷市企画財政部公共施設改革推進室

メールアドレス:s-kaikaku @city.fukaya.saitama.jp

電話：０４８－５６８－５００９（直通）

8 質問及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、提案書の作成、提出に関する事項、及び業務実施に関する事項に限るものとし、評価、審査及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

ア 様式

質問書（様式８）を使用すること。

イ 提出期限

令和７年５月９日（金）正午まで

ウ 提出方法

電子メール メールアドレス:s-kaikaku@city.fukaya.saitama.jp

エ 提出先

深谷市企画財政部公共施設改革推進室

オ 質問に対する回答方法

すべての参加者に対し、令和7年5月12日（月）までに電子メールにて回答する。

9 プレゼンテーション審査

(1) 開催日

令和7年6月12日（木）または令和7年6月19日（木）

※日時及び場所については、書類審査実施後、電子メールにて通知する。

(2) 内容

ア プレゼンテーション（30分以内）

提出した提案書の内容をプレゼンテーションすること。パワーポイント等資料の使用は可能であるが、提案書に記載のない提案を加えないこと。

イ ヒアリング（20分程度）

審査員からの質疑に対応すること。

※プレゼンテーションの詳細については、別途電子メールにて通知する。

10 審査基準

審査基準については、次の通りとする。

審査項目	審査指標	配点
会社概要	・ 会社概要、保有資格、業務登録、同種業務の実績	8
機能要件①	・ 導入の考え方 ・ 基本性能（利用者側、管理者側） ・ 拡張性（分析機能ほか） ・ 情報セキュリティ ・ 緊急時対応	4 8
機能要件②	・ キャッシュレス決済機能 ・ スマートロック機能 ・ マイナンバーカード連携機能	2 4
仕様適合性	・ システム要件等一覧の対応可能状況	8
独自提案	・ 独自提案	8
運用保守及び操作研修	・ 運用保守 ・ 研修計画概要	1 6
業務実施体制	・ システム導入体制 ・ 運用サポート（担当者の数、配置、構成等）	1 6
業務従事者評価	・ 業務従事者の業務実績	8
業務工程	・ 作業スケジュールの妥当性	8
価格評価	・ 提案価格（導入コスト） ・ 運用保守費用（5年間の運用保守費）	1 6
合 計		1 6 0

11 契約候補者の特定

(1) 結果の通知及び公表

審査委員会での審査結果を基に、優先契約候補者及び次点契約候補者を決定し、令和7年6月下旬に参加者に対し結果を通知する。また、深谷市のホームページに優先契約候補者名及び次点契約候補者名、点数を掲載する。

(2) 契約交渉

審査により優先契約候補者となった者は、市と仕様並びに価格等を協議のうえ、市の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先契約候補者となった者と協議が調わない場合、市は次点契約候補者と契約交渉を行う。

12 その他事項

(1) 提出書類等は、返却しない。

(2) 提出書類等は、提案者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。

(3) 提出書類等は、審査及び説明のため写しを作成し使用できるものとする。

(4) 提出書類等は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類と、改めて改変された書類を引換えること。

(5) 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差し替え等は一切認めない。

(6) 業務実施体制に記載した配置者等は、市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(7) 本業務委託へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。

(8) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて必要書類等を提出した場合

イ 提出書類等に虚偽の記載をした場合

ウ 提案上限額を超過した提案を行った場合

エ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

(9) 本要領に定めがない事項については、競争性、公平性を考慮の上、適宜市が判断するものとする。

13 本プロポーザルに関する問合せ窓口

深谷市企画財政部公共施設改革推進室

担 当：公共施設改革推進係

電 話 番 号：0 4 8－5 6 8－5 0 0 9（直通）

電子メール：s-kaikaku@city.fukaya.saitama.jp